

令和5年度 随意契約理由書

番号	1
----	---

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)
契約案件名	し尿処理場R5第1号 清浄館電気計装設備修繕
案件の概要	都城市清浄館の電気計装設備が落雷により故障したため修繕を行うもの
予 定 金 額	3, 5 5 4, 1 0 0 円
契約の相手方	[所在地] 福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号 [名称] クボタ環境エンジニアリング 株式会社 九州支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  令和5年7月3日の落雷により、電気計装設備の故障が発生し、一部設備において自動運転が出来ない状況となっている。 現在は、応急的に予備機等で処理を継続しているが、市民生活に直結する重要な施設であり、処理を止めることができないため、早急な修繕が必要である。 当該設備は、性能発注により上記事業者が設計・施工したものであり、同事業者でなければ確実な施工及び性能保証が得られない。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和5年10月3日
契約金額	3, 5 5 4, 1 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号 2

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-2111（直通）
契約案件名	農集処理場R5第4号 石山地区車庫シャッター修繕
案件の概要	石山地区にある車庫シャッターの修繕を行うもの。
予 定 金 額	1,907,400円
契約の相手方	[所在地] 鹿児島県鹿児島市田上八丁目3-33 [名称] 文化シャッターサービス 株式会社 南九州サービス課
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当  石山地区にある車庫シャッターが経年劣化により故障し、シャッターが全閉できない状態になっているため部品取替えの修繕を行う。 現在は、コンパネによる応急処置を施しているが、台風など豪雨災害が起きた際に現在の対応では十分とは言えず、早急な修繕が必要である。 本修繕に係る設備は、上記事業者の製品であり、同メーカー独自の部品が使用されているため、当該設備の修繕に当たっては、当該製造メーカーでなければ確実な部品調達及び履行が行えず、修繕後の性能保証が得られない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和5年10月6日
契約金額	1,907,400円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号 3

担当課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4810（直通）
契約案件名	原水R5第15号 志和池配水池配水流量計及び1号配水池水位計修繕
案件の概要	志和池配水池の1号配水池水位計及び配水流量計が故障したため修繕を行うもの。
予定金額	1,712,700円
契約の相手方	[所在地] 宮崎市東大淀2丁目3番44号 [名称] 南九州向洋電機 株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 現在、両機器の故障により適正な状態監視が不能となり、漏水確認など施設の監視業務に支障をきたしている。 上記事業者は、当該機器メーカーの代理店であり、かつ施工及び設定を行った事業者である。当該機器の取替えは、専門的知識や経験が必要であり、設定をするにも設定内容を十分熟知していることが必要不可欠である。また、本修繕を他の事業者が請け負った場合、確実な履行及びメーカー保証が受けられず目的を達成することができない恐れがある。 以上の理由により、当該機器の施工及び設定を行った事業者でなければ、本修繕の適切かつ確実な遂行が期待できないことから、同事業者との随意契約を行うものである。
契約締結日	令和5年11月6日
契約金額	1,705,000円

0032946

令和5年度 随意契約理由書

番号	4
----	---

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4810（直通）
契約案件名	原水R5第16号 川東浄水場4号送水ポンプ修繕
案件の概要	本修繕は、川東浄水場にある4号送水ポンプの消耗部品等の交換及び機器調整等を行うもの。
予 定 金 額	2,860,000円
契約の相手方	[所在地] 宮崎市花ヶ島町観音免953番地1 [名称] 株式会社 九州日立 宮崎支社
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当  上記事業者は、当該ポンプのメーカーである。川東浄水場は本市において基幹浄水場であり、当該ポンプは川東浄水場から母智丘配水池へ送水するためのポンプである。 本修繕は、消耗部品等の交換のためにポンプ本体をばらして作業する必要があり、その作業は専門的知識や経験を有し更には設備内容を熟知していることが必要不可欠である。 また、本業務を他の業者が請け負った場合、確実な履行及びメーカー保障が受けられず、目的を達成することが出来ない恐れがある。 以上の理由により、上記業者でなければ、本業務の適切かつ確実な遂行が期待できないことから、随意契約を行うものである。
契約締結日	令和5年11月16日
契約金額	2,750,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	5
----	---

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)
契約案件名	公共管渠R5第39号 脇別府運動公園線外1路線人孔嵩上工事
案件の概要	道路公園課発注の脇別府運動公園線道路改良工事に伴い、現場内の下水道管渠布設替および人孔高さの調整工事を行うもの。
予 定 金 額	3,601,400円
契約の相手方	[所在地] 都城市山田町中霧島3333番地 [名称] 株式会社 福永建設
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号該当  本工事は、道路公園課発注の脇別府運動公園線道路改良工事に伴い、現場内の下水道管渠布設替および人孔（マンホール）高さの調整工事を行うものである。 施工現場は道路改良工事で建設する構造物や道路土工の進捗に応じて断続的、かつ、同時に施工する必要があるため、安全管理や工程管理等の連携を十分に図らなければならない。 そのため、現場に複数の事業者が施工することは、安全管理や工程管理の観点から望ましくない。 この点、上記事業者は、道路公園課発注の道路改良工事を受注しているため、安全管理、工程管理や経費の縮減等、円滑な工事が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和5年11月21日
契約金額	3,575,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	6
----	---

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270（直通）
契約案件名	原水R5第10号 川東浄水場外非常用発電機設備点検及び整備業務委託
案件の概要	川東浄水場外の非常用発電機について、点検及び整備を行うもの。
予 定 金 額	1,892,000円
契約の相手方	[所在地] 宮崎市田代町170番1号 [名称] ヤンマーエネルギーシステム 株式会社 宮崎出張所
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当  本業務は、災害発生時等に使用する非常用発電機（川東浄水場外3箇所を設置）の点検・整備である。当該機器を使用する状況下では不具合の発生が許されないため、当該機器に関する知識、動作設定等を十分に理解している事業者は、本業務の確実な履行を求める必要がある。 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている市内及び県内事業者は、4箇所全ての非常用発電機点検・整備について履行可能か問合わせたところ、上記事業者1者のみから、対象発電機について現地調査を実施の上、可能との回答があった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。
契約締結日	令和5年11月24日
契約金額	1,870,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 7

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270（直通）
契約案件名	原水R5第14号 前田中継ポンプ場外非常用発電機設備点検及び整備業務委託
案件の概要	前田中継ポンプ場外の非常用発電機について、点検及び整備を行うもの。
予 定 金 額	1,067,000円
契約の相手方	[所在地] 宮崎市大字新名爪字谷廻4090番地14 [名称] 株式会社 テクノクリエイト
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当  本業務は、災害発生時等に使用する非常用発電機（前田中継ポンプ場外4箇所を設置）の点検・整備である。当該機器を使用する状況下では不具合の発生が許されないため、当該機器に関する知識、動作設定等を十分に理解している事業者には、本業務の確実な履行を求める必要がある。  本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている事業者には、5箇所全ての非常用発電機点検・整備について履行可能か問合わせたところ、上記事業者1者のみ、対象発電機について現地調査を実施の上、可能との回答があった。  以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。
契約締結日	令和5年11月24日
契約金額	1,067,000円